

官公需適格組合とは

官公需施策

検索

官公需の受注に対し、十分責任を持って納入し、経営基盤が整備されている組合であることを官公需適格組合制度に基づいて国が証明している組合です。

官公需適格組合

官公需適格組合に

おまかせください。

「官公需」とは？

国や公団、地方公共団体等が、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすることを「官公需」といいます。



北海道中小企業団体中央会
北海道官公需適格組合協議会



2018年北海道150周年
Hokkaido's 150th Anniversary



国の官公需施策体系

◎中小企業基本法（昭和38年7月20日制定）

中小企業の振興・支援として基本的な理念や方針を定めています。

この法律において、官公需施策は、「中小企業の経営基盤強化策」の一つとして位置づけられており、「国等からの受注機会の増大」について定めています。（第23条）

◎官公需法（昭和41年6月30日制定）

※「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」

- ・官公需法は、国等が調達を行うに際し、中小企業の受注機会の増大に努力するよう定めた法律です。
- ・国等の発注機関における中小企業者の受注機会の増大に向けた努力と組合等の活用を定めています。（第3条）
- ・毎年度、中小企業向け契約目標額を定めた「国等の契約の基本方針」が閣議決定されています。各府省はこの基本方針に即して、それぞれの機関における「契約の方針」を作成することとなっております。（第4条、第5条）
- ・地方公共団体も、国に準じた取組を行うよう努めることになっています。（第8条）

◎国等の契約の基本方針（毎年度、閣議決定）

国では、毎年度、中小企業者向けの契約目標額や受注機会増大のための措置事項などを「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」として取りまとめ、これを閣議決定し公表しています。

（国等の契約の基本方針の4つの事項）

- 第1. 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項
- 第2. 中小企業の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項
- 第3. 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項 ※下記参照
- 第4. 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

※第3. 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項（一部抜粋）

事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

国等は、共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した「官公需適格組合」の受注機会の増大に努めるものとする。

官公需適格組合制度とは？

官公需の受注に対して意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制整備されていることを中小企業庁（北海道の場合は北海道経済産業局）が証明する制度です。

◇官公需についてのお問い合わせ先

官公需総合相談センターまで（北海道中小企業団体中央会内）